

富士教育訓練センターの認定訓練受講経費

2022/4/21

木造大工及び 工事管理者初級コース		受講費用				人材開発支援助成金 ※1				負担額
		教育訓練 負担金	宿泊代 (17泊)	コロナ 対策費	小計	特定訓練コース		建設労働者認 定訓練コース	小計	
						経費助成	賃金助成			
会員 価格	中小企業 ※2	353,430	69,190	1,100	423,720	159,044	84,360	57,000	300,404	123,317
	大企業	353,430	69,190	1,100	423,720	106,029	42,180	0	148,209	275,511
	建設業以外 ※3	353,430	69,190	1,100	423,720	159,044	84,360	0	243,404	180,317
	雇用保険未加入	353,430	69,190	1,100	423,720	0	0	0	0	423,720
非会 員価 格	中小企業	353,430	104,720	1,100	459,250	159,044	84,360	57,000	300,404	158,847
	大企業	353,430	104,720	1,100	459,250	106,029	42,180	0	148,209	311,041
	建設業以外	353,430	104,720	1,100	459,250	159,044	84,360	0	243,404	215,847
	雇用保険未加入	353,430	104,720	1,100	459,250	0	0	0	0	459,250

※1 助成金は、教育訓練負担金（受講料）に対して助成される。労働局の審査で減額される場合があるが、表記は減額のない場合の支給額。「所定労働時間外」での訓練や労働安全衛生法上、義務化されている「受講者が従事する業務に必要な安全衛生（玉掛け等）」は、助成対象外。

※2 中小企業の範囲は、次のいずれかを満たす企業（①資本または出資額が3億円以下、②常時雇用する労働者が300人以下）

※3 雇用保険料率が「建設の事業」の料率でない。（R4.4.1～R4.9.30 12.5/1,000%、R4.10.1～R5.3.31 16.5/1,000%でない。）

※4 生産性向上の取り組みを支援するための要件を満たす場合、助成率が引き上げられます。

要件は、その3年度前に比べ生産性が6%以上伸びている場合等で、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年後の会計年度に末日の翌日から起算して5ヶ月以内に、割増分を別途申請。

【生産性要件を満たした場合】 ※4

		人材開発支援助成金 ※1				負担額
		特定訓練コース		建設労働者認 定訓練コース	小計	
		経費助成	賃金助成			
会員 価 格		212,058	106,560	72,000	390,618	33,102
		159,044	53,280	0	212,324	211,397
		212,058	106,560	0	318,618	105,102
		0	0	0	0	423,720
非会 員 価 格		212,058	106,560	72,000	390,618	68,632
		159,044	53,280	0	212,324	246,927
		212,058	106,560	0	318,618	140,632
		0	0	0	0	459,250